# 運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項(案)

# (設置)

## 第1条

町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書(以下「協定書」という)第16条の規定に基づき、協定書の適正な運用と施設の円滑な運営を図ることを目的とし、市民との相互理解を深め、緊密な連携のもとに協議するため、町田市バイオエネルギーセンター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

# (所掌事項)

# 第2条

協議会は、協定書に基づき次の事項について協議、または報告、通知を受ける。

- (1) 年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績に関すること (協定書:第10条)
- (2) 排ガス・臭気等の測定値、自主規制値の遵守状況に関すること (協定書:第7、8、9条)
- (3) 他の自治体のごみの受入に関すること(協定書:第4条)
- (4) 施設能力等の変更に関すること(協定書:第5条)
- (5) バイオガス化施設の開放点検の実施に関すること(協定書:9条)
- (6) 施設への立入に関すること(協定書:11条)
- (7) 事故時の措置及び報告に関すること(協定書:12条)
- (8) 苦情に関すること(協定書:14条)
- (9) 町田市バイオエネルギーセンター専門委員会からの報告に関すること (協定書:17条)
- (10) その他、必要な事項(町田市が実施する広報活動に関すること等)

# (組織)

## 第3条

協議会は、下記で定めた委員をもって組織する。

- (1) 町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会の会長 15人以内
- (2) その他、協議会が認める者

## (会長及び副会長)

#### 第4条

- 1 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員より選出する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (任期)

### 第5条

- 1 委員の任期は、3条(1)で選任された委員についてはそれぞれの役職での任期と同じとし、それ以外については原則1年とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

## 第6条

- 1 協議会は、原則として年2回開催する。ただし、臨時に開催を必要とする場合はその都度開催する。
- 2 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り、 会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

# (アドバイザー)

# 第7条

- 1 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に町田市バイオエネルギーセンター専門委員会委員から選任したアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、委員の求めに応じ、第2条各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

# (庶務)

## 第8条

協議会の庶務は、施設所管部署において処理する。

# (有効期間)

## 第9条

本要領の有効期間は、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとする。

#### (その他)

## 第10条

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、2022年〇月〇日から施行する。